成年後見制度の利用を希望される方へ

\STEP/ 01 千葉ファミリー相談室にお電話ください。

043-227-4716

\STEP/ 02 折り返し担当者からお電話し、ご相談日の調整を致します

\STEP/ 03 ご本人に面談し、成年後見制度の仕組み等を丁寧に説明しご支援します。

法人による後見だから、安心です

当相談室では、成年後見を、法人としてお引受いたします。
法人後見には、次のようなメリットがあります。

- 法人として長期にわたる後見活動に対応し、あなたの生涯を責任を持って見守り支えます。
- 財産管理では、厳格な内部監査を実施しています。
- ★ 法人として「温かな身上保護」と「厳正な財産管理」をモットーに当相談室は活動しています。

公益社団法人 家庭問題情報センター

千葉ファミリー相談室

家庭問題情報センター(略称FPIC)は、家族間の問題解決に携わってきた元家庭裁判所調査官や家事調停委員が中心になって設立された民間団体で、平成23年から公益社団法人になりました。

人間関係の専門的な知識と技法、豊富な実務経験を活用して様々な支援活動を行っています。

千葉ファミリー相談室では、平成8年から後見活動を開始し、現在、数多くの法定後見を受任しています。会員の豊富な経験を活かし、成年後見等受任法人として皆様のご期待に沿えるよう誠意を持って対応いたします。

お気軽にご相談ください。

〒260-0013
千葉市中央区中央三丁目10-6 北野京葉ビル3階
電話:043-227-4716　月～金曜日 10:00～16:00
ホームページ:http://www.fpic-chiba.com

成年後見制度利用のご案内

えふぴっく
FPIC
Family Problems Information Center

公益社団法人 家庭問題情報センター
千葉ファミリー相談室

成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。成年後見制度には、法定後見と任意後見の2種類があります。

法定後見制度

既に本人の判断能力が不十分になっている場合に、申立てにより家庭裁判所が成年後見人を選任する制度です。

判断能力に応じて、3つの類型（後見、保佐、補助）に分かれます。

任意後見制度

将来判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に、代わりにしてもらうことを公正証書により決めておく（任意後見契約）制度です。

本人の能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

後見人の仕事

【身上保護】

- 心身の状況及び生活の状況の見守り
- 施設等への入退所に関する契約
- 要介護・要支援認定の申請に関する手続
- 介護保険・福祉サービスに関する契約
- 施設の費用の支払い
- 医療に関する契約

【財産管理】

- 預貯金通帳の管理や預貯金の出し入れ
- 収入（年金、給与、助成金、保険等）及び支出（公共料金、施設利用料、入院費、保険料等）の管理
- 遺産相続の手続
- 不動産、自宅の管理

成年後見人等は、ご本人の生活の様子（健康状態や暮らしぶり、財産の状況など）を家庭裁判所に報告します。

支援の内容

【法定後見】

法定後見（後見、保佐、補助）について、申立手続のご相談に応じます。

相談では、当相談室としてどのような支援ができるかを話し合います。当相談室は、家庭裁判所の審判により、法人として成年後見人等を引き受け、責任を持って身上保護と財産管理を行います。

【任意後見契約・委任契約】

ご希望を伺いながら契約内容作成のお手伝いをし、任意後見契約を法人としてお引き受けします。

また、以下の委任契約のご相談にも応じます。

見守り委任契約

定期的な訪問により、生活・健康状態を把握

財産管理等委任契約

判断能力は衰えていないが身体が不自由になったときの財産管理等

死後事務委任契約

ご本人が亡くなった後の葬儀・医療費等の精算・その他の諸届等の事務